

○福岡県田川地区消防組合の内部組織に関する規則

〔平成19年3月27日〕
規則第5号

改正 平成23年3月31日組合規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県田川地区消防組合の内部組織並びに消防本部及び消防署の設置に関する条例(昭和45年条例第2号)第1条の2第3項の規定に基づき、管理課(以下単に「課」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 課に、財政係及び法制・給与係を置く。

(分掌事務)

第3条 前条の係の分掌する事務は、別表のとおりとする。

(職員)

第4条 課に課長を、第2条の係に係長を置く。

2 必要に応じ課に課長補佐を、係に主査、主任及び係員を置くことができる。

3 課長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐、係長、主査及び主任は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 係員は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(福岡県田川地区消防組合事務規則の廃止)

2 福岡県田川地区消防組合事務規則(昭和47年規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

係名	事務
財政係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財政計画の策定に関する事。 (2) 予算の編成及び執行に関する事。 (3) 組合負担金に関する事。 (4) 財政状況の公表に関する事。 (5) 財産の取得、管理及び処分に関する事。 (6) 契約に関する事。
法制・給与係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 規約、条例、規則等の制定及び改廃に関する事。 (2) 組合議会に関する事。 (3) 総合企画、総合調整及び行政管理に関する事。 (4) 消防組合の行政一般に関する事。 (5) 組合職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。 (6) 人事行政の公表に関する事。 (7) 他の所管に属さない事務に関する事。